平成２９年（フ）第６１３号
横浜市西区伊勢町２丁目86番地　アーバンハイツ２Ｆ
債務者　堀野　匡二
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　一平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９８号
岐阜市野一色７丁目８番４号、前住所岐阜市太郎丸新屋敷25番地11
債務者　松籟ストアーこと　安藤　和夫
1　決定年月日時　平成29年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯谷　太一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４８号
岐阜市御望951番地104
債務者　田中　豊年
1　決定年月日時　平成29年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月14日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３４４号
岐阜市折立125番地１（コーポケルン　205号室）
債務者　長崎　慶子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内沙絵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２４２６号
東京都渋谷区円山町18―２―502
債務者　野村　哲子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４６９号
東京都渋谷区広尾５丁目７―２―312
債務者　駒林　克巳
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４７０号
東京都江東区潮見１丁目29―23　さざなみ苑
債務者　西　　研二
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４９３号
東京都江東区北砂４丁目19―１―404
債務者　佐竹美貴子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５０５号
東京都中野区弥生町４丁目18―１―403
債務者　花上　　光
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５０７号
東京都板橋区徳丸３丁目29―15　成田方
債務者　内田　辰美
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５１２号
東京都小平市上水南町１丁目11―２―103
債務者　草賀　和孝
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５１３号
東京都練馬区関町北２丁目10―13―105
債務者　宮下　眞美
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５１７号
東京都清瀬市松山１丁目13―25―302
債務者　鈴木　路代（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５２０号
千葉県松戸市小金43―１―205
債務者　中村　　仁
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５２２号
東京都大田区南久が原１丁目24―14
債務者　本吉　将悟
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５２６号
東京都中野区野方４丁目37―16―201
債務者　蕨　寿利愛
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部